

第1章

ODA評価の概観

1.1	日本におけるODA評価の動向	2
	●これまでの経緯	
	ODA評価の始まり	
	ODA評価の充実	
	ODAのあり方に関する検討	
	●ODA評価とPDCAサイクル	
	●開発協力大綱の決定	
1.2	国際社会におけるODA評価の動向と日本の貢献	4
	●これまでの経緯	
	ODA評価の重要性	
	プロジェクト・レベルからプログラム・レベルへ	
	OECD-DAC開発評価ネットワーク (EvalNet) の活動	
	●最近の動向	
	開発効果向上に向けた動き	
	国際評価年の設定	
	国際機関評価ネットワーク (MOPAN) への参加	
	開発協力相互レビューの実施	
	●日本の貢献	
	ODA評価ワークショップの開催	
1.3	日本のODA評価の取組	6
	●ODA評価の目的	
	●ODA評価の実施体制	
	●評価対象による分類	
	●多様な評価者	
	●ODA評価の基準と提言	
	●評価結果の活用	
	●評価結果の広報	

1.1 日本におけるODA評価の動向

これまでの経緯

■ODA評価の始まり

日本における政府開発援助（ODA）の評価は、1975年に当時の海外経済協力基金（OECF）が個別プロジェクトの事後評価を実施したことに始まります。その背景には、1970年頃に経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC）において開発援助の評価の必要性が議論され始めたことなどがありました。その後、1981年に外務省が、翌年には国際協力事業団（現在の独立行政法人国際協力機構（JICA））が、それぞれの開発援助についての事後評価を開始しました。こうした当時のODA評価の主な目的は、個別プロジェクトを適正に管理して、日本のODAを一層効果的なものにする事でした。

1980年代以降、日本のODAが拡大してODAに対する国民の関心も高まると、ODA評価はODAに関する政府の説明責任を果たす手段としても注目を集めるようになりました。そこで外務省では、ODAの管理改善に加えて、国民への説明責任を果たすことをODA評価の主な目的として位置付けるようになり、評価結果の積極的な広報にも取り組み始めました。

■ODA評価の充実

ODA評価の目的が拡大し、機能が強化されるようになると、事前から事後に至るまで評価を実施すべきという要請が有識者などから行われるようになりました。これは、事後にODAの成果を検証するだけでなく、事前や中間段階においても評価を実施し、計画策定から実施、成果の発現に至るまで一貫して管理する方が効果的であるとの考えに基づくものです。こうした流れを受け、2003年8月に改定されたODA大綱では「評価の充実」が明記されました。そこでは、事前から中間、事後と一貫した評価や、政策、プログラム、プロジェクトまでを対象とした評価の実施、ODAの成果を測定・分析し、客観的に判断するべく専門的知識を有する第三者による評価を充実させることが挙げられました。また、政策評価法（詳細：第2章32ページ）の成立を受け、行政機関自身による評価も挙げられました。さらに、評価結果をその後のODA政策の立案及び効率的・効果的な実施に反映させること（フィードバック）が明記されました。

■ODAのあり方に関する検討

2010年6月に外務省は「ODAのあり方に関する検討」を行い、その結果、ODA評価については、ODA評価体制の強化のための評価部門の独立性強化と外部人材の登用、過去の成功例・失敗例から確実に教訓を学び取るための仕組みづくり、評価の「見える化」の推進による情報開示を行うこととなりました。

このため、2011年からODA評価部門の責任者に外部の評価専門家を登用するとともに、それまでODA政策を担う国際協力局に属していたODA評価部門を分離して、大臣官房にODA評価室を設置するなど独立性の強化を図りました。また、日本の外交政策や開発協力の重点分野に応じた評価案件の選定や、評価結果のODA政策へのフィードバックの徹底を行っています。

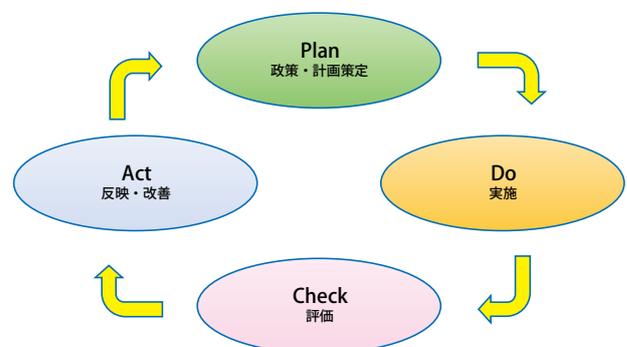
また、評価の「見える化」の推進のために、レーティング（詳細：第1章8ページ）を2011年から導入しました。

このように、ODA評価の重要性が増す過程で、評価の目的や対象の拡大、実施者の多様化、独立性の強化、フィードバック機能の強化などが進んでいます。

ODA評価とPDCAサイクル

より効果的・効率的なODAを行うためには、開発協力の実施状況やその効果を的確に把握し、改善していくことが必要です。そのため外務省は、PDCAサイクルの一環としてODA評価を行っています。具体的には、PDCAサイクルの中に評価を明確に位置づけて、評価結果をODA政策の策定・実施側双方へフィードバックする体制を強化し、結果から得られた提言や教訓については、対応を検討して、ODAの政策・実施へ反映させています。

PDCAサイクル（図1）



開発協力大綱の決定

2003年の改定以降、ODA大綱は日本のODA政策の根幹を規定する文書として重要な役割を果たしてきました。他方、改定後10年以上が経ち、日本及び国際社会が大きく変化し、ODAに求められる役割も様々に変化する中、ODA大綱の見直しを行うこととなり、2015年2月、開発協力大綱が閣議決定されました。

開発協力大綱では、「平和国家として、国際社会の平和、安定、繁栄に積極的に貢献する」という日本の開発協力の理念を明確化し、「非軍事的協力による平和と繁栄への貢献」、「人間の安全保障の推進」、「自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自律的發展に向けた協力」を基本方針として決めました。

評価に関しては、「開発協力の効果を最大化するために、開発協力の政策立案、実施、評価のサイクルに一貫して取り組むという戦略性を確保することが重要である」として、政府とし

て戦略性をもってODAのPDCAサイクルの強化を進めていくことが明記されました。また、2003年改定のODA大綱でも評価の充実が明記されていましたが、新大綱では更に踏み込んで、「評価については、協力の効果・効率性の向上に加え、国民への説明責任を果たす観点からも重要であることを踏まえ、政策や事業レベルでの評価を行い、評価結果を政策決定過程や事業実施に適切にフィードバックする」として、評価が効果的・効率的なODAを実施していく上で重要であることが明記されました。

さらに、「開発協力は外交を機動的に展開していく上で最も重要な手段の一つであり」、開発協力を通じて、「我が国の国益の確保に貢献する」、とうたわれていることを踏まえ、評価についても「外交的視点からの評価の実施にも努める」とし、相手国の開発に役立っているかという「開発の視点」だけではなく、日本の国益にとってどのような好ましい影響があるかという「外交の視点」も評価に取り入れていくことが明記されました。

開発協力大綱（ODA評価関連部分抜粋）

- ◆ 我が国の開発協力の効果を最大化するためには、政府・実施機関が一体となり、様々な関係主体とも連携しつつ、我が国の有する様々な資源を結集して、開発協力の政策立案、実施、評価のサイクルに一貫して取り組むという戦略性を確保することが重要である。

【開発協力大綱 Ⅲ 実施（1）実施上の原則 ア 効果的・効率的な開発協力推進のための原則（ア）戦略性の強化】

- ◆ 評価については、協力の効果・効率性の向上に加え、国民への説明責任を果たす観点からも重要であることを踏まえ、政策や事業レベルでの評価を行い、評価結果を政策決定過程や事業実施に適切にフィードバックする。その際、成果を重視しつつも、対象の特殊性やそれぞれの事情を考慮した上で評価を行う。また、外交的視点からの評価の実施にも努める。

【開発協力大綱 Ⅲ 実施（1）実施上の原則 ア 効果的・効率的な開発協力推進のための原則（ア）戦略性の強化】

- ◆ 開発協力に係る効果的な国内広報の積極的な実施に努め、国民に対して、開発協力の実施状況や評価等に関する情報を幅広く、迅速に十分な透明性をもって公開するとともに、政策、意義、成果、国際社会からの評価等を国民に分かりやすい形で丁寧に説明する。

【開発協力大綱 Ⅲ 実施（2）実施体制 ウ 実施基盤の強化（ア）情報公開、国民及び国際社会の理解促進】

これまでの経緯

■ ODA 評価の重要性

元々、ODA 評価は各国の行政活動の中で個々に行われていました。1970年代になるとOECD-DACや様々な国際会議などにおいてODA評価の重要性に関する認識が高まり、評価に関する国際的な議論が本格的に始まりました。特に、ODAの効果や効率性を向上するための手段として、また、国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たす手段として、評価活動は国際社会の開発援助システムの一部として組み込まれていきました。1991年にDACは、開発援助プロジェクトの効率性や費用対効果、プロジェクト終了後の効果の持続性などを総合的に検証するための基準として、5つの評価項目を提唱し（第1章8ページ参照）、それは現在も世界の開発援助機関などにおいて、それぞれの目的に沿って評価基準を設定する際のベースとして利用されています。

■ プロジェクト・レベルからプログラム・レベルへ

90年代以降、国際社会の開発援助活動が個々のプロジェクトから、プログラム・レベル（共通の目的を持つ複数のプロジェクトの集合体など）へと移行していったことに伴い、評価の対象も個々のプロジェクトから、分野（セクター）における開発援助活動へとその対象を広げていきました。加えて、2000年に国連で採択された「ミレニアム開発目標(MDGs)」が、マクロ・レベルの指標を設定したこともあり、開発援助とそれに伴う評価の視点は個々のプロジェクトから、対象国における特定の問題や必要性に応えるものへ、更には他のドナーとの連携や開発途上国側の援助受入れ手続との整合性を意識したものへと発展していきました。

■ OECD-DAC 開発評価ネットワーク (EvalNet)の活動

OECD-DACの下部組織の一つである開発評価ネットワーク (EvalNet)は1981年に設置され、現在、日本を含む約45のドナー国・機関が参加しています。

EvalNetでは、毎年約2回の定期会合を開催し、メンバー国・機関の評価制度や評価結果等に関する情報共有を行うとともに、より良い評価の方法について議論しながら、各国の評価への取組を促進し、開発援助の効果の向上を図っています。近年では、国際機関による援助の有効性の評価、被援助国の評価能力向上、評価における人権やジェンダーへの対応などが議論されています。日本は、同会合に参加し、評価に関わる取組について情報共有を行うとともに、被援助国の評価能力向上の観点から、EvalNet内に設置された被援助国の評価能力向上タスクチームに参加しています。

最近の動向

■ 開発効果向上に向けた動き

2005年にパリで開かれた第2回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラムにおいて「援助効果向上に関するパリ宣言(パリ宣言)」が採択され、援助効果を高めるための5つの原則が提示されました。具体的には、①各ドナー・機関は、被援助国の開発戦略に沿って支援を実施（アラインメント）、②各々実施していた援助手続等を調和化（ハーモナイゼーション）、③被援助国は、開発戦略の策定・実施にリーダーシップを発揮（オーナーシップ）、④ドナーと被援助国は、援助資金や開発成果等に関し透明性を高め、相互に説明責任を果たす（アカウンタビリティ）、及び⑤被援助国の開発計画、評価等の援助実施・管理に関連する制度を強化し、相互の連関性を強めることにより開発の成果を高める（成果管理）です。

これらの原則を実施していくために、12の評価指標が設けられ、2010年まで、2期に分けてパリ宣言実施の成果及びその後作成された行動計画の達成状況の評価が行われました。2011年に韓国で開催された第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム（釜山フォーラム）では、評価結果が報告されるとともに、釜山後の援助効果向上を図るためのモニタリング体制として「効果的開発協力のためのグローバル・パートナーシップ」を設置し、モニタリング指標を策定することが決定されました。2014年4月にメキシコシティにおいて開かれた同グローバル・パートナーシップ第1回ハイレベル会合では、これらモニタリング指標を基に釜山後の履行フォローアップ状況のレビューが行われました。

■ 国際評価年の設定

2013年9月に開催された評価能力向上に関する国際会議において、2015年を国際評価年とすることが決定されました（その後、2014年12月に国連総会決議においても言及。）。国際評価年の目標は、2015年がMDGsの最終年であり、これに代わる開発アジェンダとして「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択される予定であることを踏まえ、地方、国など様々なレベルにおいて、評価及び根拠に基づいた政策作りを促進していくことを提唱することです。この背景には、MDGsは目標達成のための全体的な展望をもたらし実施されてきたけれども、達成された事項についての包括的な評価が行われてこなかったこと、また、開発政策の策定にあたっては、ドナーではなく、その国自身によるモニタリング・評価システムを経て確認された根拠に基づいているべき、そのためには途上国自身の評価能力を向上していくことが重要であるという認識があります。

国際評価年には年間を通じて多くのイベントが行われる予定です。日本もODA評価ワークショップ(詳細後述)を開催する予定です。これらのイベントを通じて、評価が途上国自身によるSDGsの議論や国家の開発政策策定/実施において有用なツールとして認知されていくことが期待されます。

■国際機関評価ネットワーク (MOPAN)への参加

日本は、国際機関の効率性・有効性に関して合同アセスメントを行うことを目的として設立された国際機関評価ネットワーク (MOPAN)に、2014年後半から参加しました(2015年現在は日本を含む19か国が参加)。

MOPANでは、アセスメント対象となる国際機関の運営・管理・成果について調査の上、結果を公表しており、今後、アセスメント結果の活用が期待されています。

■開発協力相互レビューの実施

日本は、2013年から2014年にかけて OECD-DACが各DAC加盟国の開発協力政策や実施状況を対象に4～5年ごとに実施する開発協力相互レビューを受けました。今回のレビューで指摘された事項は、2016年頃に行われる予定の中間レビューを経て、次回の相互レビューにおいて進展状況が確認される予定です。

日本の貢献

■ODA評価ワークショップの開催

外務省は、2001年から、アジア・大洋州諸国の政府関係者や専門家を招待して、「ODA評価ワークショップ」を開催しています。

ODA評価ワークショップの目的は、①ODA評価の手法や課題について、アジア・大洋州地域における理解を増進し、特に途上国の評価能力を向上させること、②パートナー国関係者自身のODA評価能力の向上を通じて、ドナー国側の援助効率化だけでなく、パートナー国側のオーナーシップ・透明性の向上や開発の効率化を目指すことです。

過去12回のワークショップでは、各国における評価能力向上の具体的取組や、パートナー国とドナー国によるODAの合同評価などについて、情報共有と意見交換が行われてきました。

ODA評価ワークショップ開催実績

	会期	開催地
第1回	2001年11月7-8日	日本(東京)
第2回	2002年11月13-14日	日本(東京)
第3回	2003年11月12-13日	日本(東京)
第4回	2005年1月17-21日	タイ(バンコク)
第5回	2006年1月26-27日	日本(東京)
第6回	2006年10月18-20日	フィリピン(マニラ)
第7回	2007年11月28-29日	マレーシア(クアラルンプール)
第8回	2009年3月3-4日	シンガポール
第9回	2010年2月18日	日本(東京)
第10回	2011年2月24-25日	ベトナム(ハノイ)
第11回	2012年11月26-27日	フィリピン(マニラ)
第12回	2014年12月2-3日	マレーシア(クアラルンプール)

1.3 日本のODA評価の取組

ODA評価の目的

外務省が行うODA評価の目的は次の2点です。

(1) ODAの管理改善

ODA活動を検証し、その結果得られた教訓をODA政策策定及び実施過程にフィードバックすることで、ODAの質の向上に資する。

(2) 国民への説明責任

評価結果を公表することで、国民への説明責任を果たすとともにODAの透明性を高めてODAに関する国民の理解と支持を促進する。

ODA評価の実施体制

日本のODAは、主に外務省が政策立案を、またJICAが個々のプロジェクトの実施を担っています。ODAの評価についても外務省とJICAが相互に連携しながら役割を分担して実施しています。外務省では、外務省組織令に基づいて政策レベル評価及びプログラム・レベル評価を実施しています（第三者評価）。

また、2002年に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下、「政策評価法」)が施行され、各府省庁は所掌する政策について自己評価を行うことが義務づけられるようになったことを踏まえ、2002年以降はODA全般を含む政策評価に加えて、同法で規定された条件に該当するプロジェクトについて、案件ごとの事前評価や事後評価を実施しています(自己評価)。

一方、JICAは個々のプロジェクトを対象としたプロジェクト・レベルの評価と、特定のテーマや開発目標を切り口とした横断的・総合的な視点でのテーマ別の評価を実施しています(第三者及び自己評価)。

また、外務省以外の府省庁も所管の分野においてODAを含む政策の立案や施策・事業の実施を行っており、主に政策評価法に基づいてそれらの評価を行っています。

外務省は、「中央省庁等改革基本法」(1988年)によりODAに関する全体的な企画等について政府全体を通じた調整の中核としての機能を担うこととされたことを受け、ODA関係府省庁及びJICAによる「ODA評価連絡会議」を開催して、政府全体のODA評価活動の充実に向けて協議するとともに、各府省庁によるODA政策等の評価結果のとりまとめを行っています。

本報告書では、主に2014年度に外務省、その他の府省庁及びJICA等が実施した評価の概要を第2章に掲載しています。

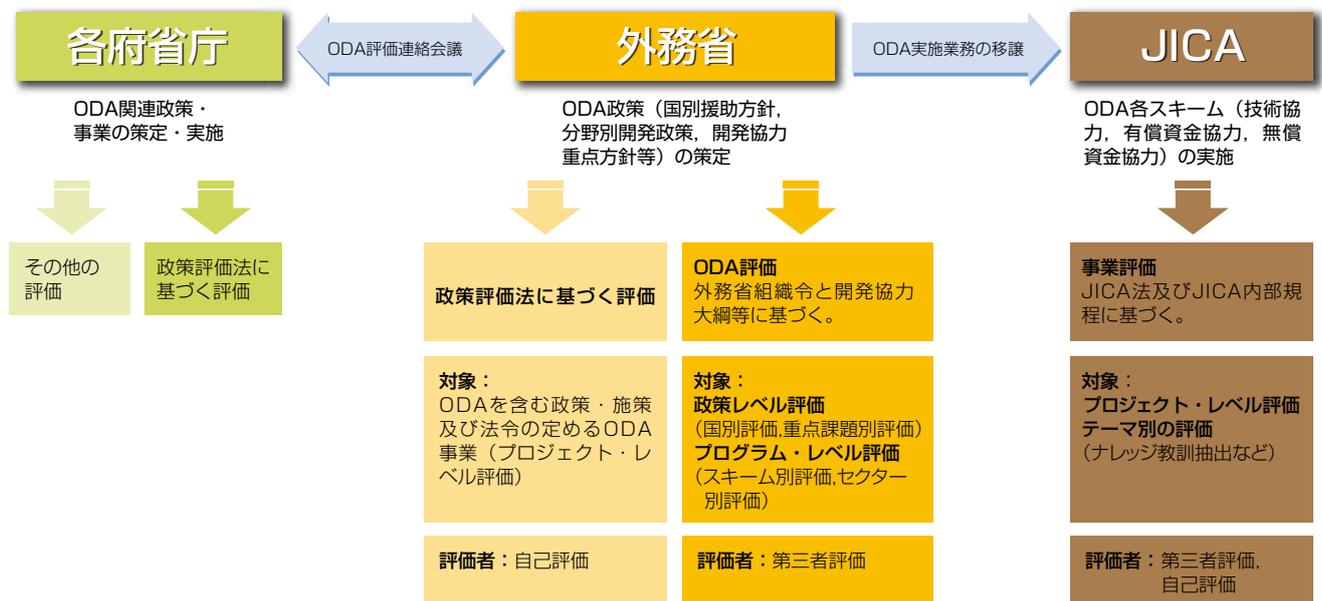
評価対象による分類

ODAの評価形態は、その対象によって①政策レベル評価、②プログラム・レベル評価、③プロジェクト・レベル評価に分類されます(次ページ表1参照)。

多様な評価者

ODA評価を行う評価主体による分類としては、自己評価、内部評価、第三者評価(外部評価)、被援助国政府・機関等による評価、合同評価などがあります。

ODA評価の実施体制(図2)



評価対象による分類 (表1)

評価の種類	概要	具体的な評価例
政策レベル評価 国の基本的な方針（開発協力大綱、ODA中期政策、国別援助方針など）を実現することを目的とする、複数のプログラムやプロジェクトから成る集合体を対象とする評価。		
国別評価	国・地域別の援助政策全般を評価対象とする評価。外務省が作成する国別援助方針を主な対象とする。	「ケニア国別評価」、「パキスタン国別評価」など
重点課題別評価	開発協力大綱の重点課題・分野や重要な国際会議で日本が発表する分野別のイニシアティブなどを対象とする評価。	「法制度整備支援の評価」、「緊急事態における人道支援の評価」、「保健関連MDGs達成に向けた日本の取組の評価」など
プログラム・レベル評価 共通の目的を持った複数の案件などの集合体を対象とする評価。特定のテーマや開発目標を切り口として総合的に評価・分析を行う。		
セクター別評価	特定の国・地域における特定の開発分野についてのODA活動全体を対象とする評価。	「ベトナム都市交通セクターへの支援の評価」、「カンボジア保健医療分野支援の評価」など
スキーム別評価	個別の援助形態（スキーム）を対象とする評価。	「相対的に所得水準の高い国に対する無償資金協力の評価」、「草の根技術協力に関する評価」など
プロジェクト・レベル評価 個々のODA事業（プロジェクト）を対象とした評価。（主にJICA）		
プロジェクト評価	個々の開発援助プロジェクトを対象とする評価。	「フィリピン ミンダナオ・ダバオ地域地方行政・地域社会強化プロジェクト」、「モロッコ地方部中学校拡充事業」（いずれもJICA）など

（1）自己評価

援助を供与または実施・運営する部門等がその援助政策・事業などについて自ら行う評価です。政策評価法に基づいて外務省や各府省庁が行う評価が該当します。また、JICAが実施する、各プロジェクトの事前評価や、事後評価の一部も自己評価です。

（2）内部評価

援助機関の事業運営部門に対する報告を行う部局等が行う評価を内部評価と称します。

（3）第三者評価（外部評価）

援助の供与側と受益側の双方から独立した第三者が行う評価です。外務省の政策レベル評価及びプログラム・レベル評価では、一般競争入札により選定された第三者（有識者及び民間コンサルタント等）が主体となって評価を実施しています。また、JICAは、一定額以上の、または有効な教訓が得られる可能性が高いプロジェクトの事後評価において第三者評価を実施しています。

（4）被援助国政府・機関等による評価

外務省は、毎年1件程度、主にプログラム・レベル評価案件について、被援助国の政府・機関、民間コンサルタントや評価専門家等に依頼して評価を実施しています。この評価は、援助の受入れ側からの評価を行うことによって、日本のODA評価の公正さと透明性を確保すること、評価を通じて日本のODAに対する被援助国側の理解を促進すること、また、被援助国側の評価能力を向上させることを目的としています。

（5）合同評価

援助の供与側と受益側の双方、または異なる複数の援助関係者が合同で行う評価です。外務省では、被援助国との合同評

価に加え、他ドナー国、国際機関、NGOなどの外部機関との合同評価も実施しています。

被援助国との合同評価は、ODAの管理改善と説明責任の確保という目的に加え、被援助国の主体性を尊重し、日本と被援助国とのパートナーシップを強化する意義も有しています。外務省は2005年にベトナム及びフィリピンと、それぞれ合同でプログラム・レベル評価を実施しました。

一方で、被援助国に対する援助は複数のドナーが様々な分野において行っており、当該国への支援をより広い視点で把握するため、他ドナーや国際機関と合同で評価を実施することも重要になっています。外務省は2002年度から他機関等との合同評価を実施しています。

ODA評価の基準と提言

外務省では、各評価の実施に際し、OECD-DACが1991年に発表した「DAC評価5項目」（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性（自立発展性））を踏まえて、開発の視点から次の3つの評価項目を設定しています。

（1）政策の妥当性

政策やプログラムが日本のODAの上位政策や被援助国のニーズに合致しているか。

（2）結果の有効性

当初予定された目的が達成されているか。

（3）プロセスの適切性

政策やプログラムの妥当性や有効性が確保されるようなプロセスが取られていたか。

これに当たり、評価の「見える化」（第1章2ページ参照）を

進めるべく、2011年度からレーティング（評点をいくつかの段階表示で端的に示すこと）を導入しています。レーティングは「見える化」を進める一方、評価対象の個別事情や背景などが考慮されず、過度に簡素化された評価結果となる危険があるため、レーティングを行う際には、判断根拠を示すなど常に補足説明を行っております。また数字やアルファベットでの段階評定は行っておりません。

さらに、被援助国側の開発にどの程度役立っているかという「開発の視点」だけではなく、日本の国益にとってどのような影響があるかという視点から、2011年度から新たな評価項目として「外交の視点」を導入しています。こうしたODA評価の基準や評価の具体的手法に関し、外務省は2003年から「ODA評価ガイドライン」(2015年5月、第9版に改訂)を作成し、ODA評価のための指針としています。

なお、政策評価法に基づいて行う評価の場合は、外務省が策定する「政策評価の基本計画」に沿って、必要性、有効性、効率性等の観点も含めて評価を実施しています。一方、JICAにおいては、原則として「DAC評価5項目」に沿って評価を行っています。また、事後評価の一部(第三者評価)において、総合評価をA～Dの四段階で表示するレーティングを付しています。

ODA評価の基準 (図3)



また、外務省及びJICAが実施する第三者評価では、上記の基準で評価した結果を基に、今後のODA政策や個別プロジェクトを進めて行くに当たり積極的に推進、又は改善すべき事項を「提言」として導き出し、対象案件のODA政策実施主体となる関係機関に対して提示しています。

評価結果の活用

PDCAサイクルの確立のためには、ODA評価の評価結果及び提言が政策策定者や案件実施者にフィードバックされ、将来の政策策定や実施にいかされることが重要です。

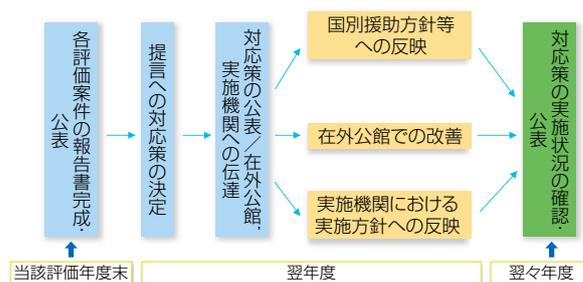
このため、外務省では、省内関係部局やJICA、在外公館に評

価結果のフィードバックを行うとともに、評価結果から導き出された提言に対し、その具体性、実現可能性等も踏まえつつ対応策を作成しています。さらに、提言がその後の政策策定などに確実に反映されるよう、対応策のその後の対応状況を確認（フォローアップ）して公表しています。2010年度からは、ODAの「見える化」の一環として、これらの対応策及びその実施状況（フォローアップ状況）をODA評価年次報告書の中で公表しています（2014年度評価の結果に対する対応策は第2章を、2013年度評価の結果に対するフォローアップ状況は第3章を参照下さい）。

なお、各評価の結果については、それぞれ報告書概要を翻訳した上で被援助国関係者に配布しており、被援助国側に対するフィードバックにも努めています。

また、JICAにおいても、プロジェクトのPDCAサイクルの各段階においてモニタリング・評価を行い、プロジェクトの開発成果の向上に努めています。

評価結果のフォローアップ (図4)



評価結果の広報

ODA評価に対する理解を促進するため、外務省では評価結果の積極的な広報を行っています。第三者評価を実施する際には、評価者（第三者）に分かりやすい評価報告書の作成を心がけてもらっており、また、各報告書の概要、全文及び外国語概要版は外務省のODAホームページに掲載しています。

さらに、外務省、JICA、各府省庁が前年度に実施した評価結果の概要と、各提言に対する対応策、前々年度の提言への対応策の実施状況などを取りまとめ、「ODA評価年次報告書（本報告書）」として毎年作成しています。同報告書は、国会議員、有識者、NGO、大学や図書館などに広く配布するとともに、外務省のODAホームページにも掲載しています。

JICAも、年間の事業評価活動を取りまとめた「JICA事業評価年次報告書」を毎年作成しています（JICAの活動詳細については、第2章46ページ参照）。